

7 消安第 4957 号  
令和 7 年 11 月 25 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る陸揚げ後の消毒処理の継続について

令和 7 年 11 月 25 日付け 7 消安第 4918 号でお知らせした、海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に関する農林水産大臣が定める基準及び植物検疫実施細則の一部改正により、低温処理コンテナの卸下までに消毒処理が終了していない場合であっても、一定の条件を満たせば卸下後の処理継続を認める改正を行いました。

本改正の円滑な運用のため、貴協会におかれては、傘下会員に対し、下記の事項についてご協力いただけるよう周知願います。

#### 記

1. 輸入する植物について、消毒処理が終了しておらず検査証明書等の書類がない場合であっても、当該コンテナの卸下後遅滞なく、植物防疫官に輸入検査の申請書を提出すること。その際、低温処理を継続する場所（コンテナヤード名）についても併せて報告すること。
2. 卸下後に低温処理を継続するに当たっては、病虫害の分散防止の観点から、輸入港への到着後に低温処理コンテナにき裂、損傷等がないかどうかを確認し、確認結果を植物防疫官に報告すること。なお、報告がない場合やその他植物防疫官が必要と認める場合は、植物防疫官が消毒処理の終了前にコンテナヤードでき裂、損傷等の有無を確認いたしますので、ご承知おき願います。

以上

## 改正を行った農林水産大臣が定める基準の一覧

- (1) 南アフリカ共和国から発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和48年5月24日 農林省告示第1045号〕
- (2) スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和63年11月29日 農林水産省告示第1886号〕
- (3) イスラエルから発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スイーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成2年3月20日 農林水産省告示第438号〕
- (4) イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成15年11月18日 農林水産省告示第1883号〕
- (5) 南アフリカ共和国から発送されるパーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成22年4月16日 農林水産省告示第620号〕
- (6) アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコット生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第189号〕
- (7) イタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第190号〕
- (8) トルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第191号〕
- (9) ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成30年9月26日 農林水産省告示第2131号〕
- (10) エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和2年11月2日 農林水産省告示第2128号〕
- (11) ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和4年11月18日 農林水産省告示第1869号〕

- (1 2) モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レディクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年2月24日 農林水産省告示第343号〕
- (1 3) ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年3月22日 農林水産省告示第438号〕
- (1 4) メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年7月26日 農林水産省告示第878号〕
- (1 5) アメリカ合衆国のフロリダ州から発送されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年7月26日 農林水産省告示第880号〕